



島根県報

平成27年11月20日（金）

第2,753号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（水 産 課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	6
---------	-------------	---

【特定調達公告】

260MHz帯TDMA無線機の調達に係る一般競争入札の落札者等	（消 防 総 務 課）	7
防災情報システム整備事業島根県総合防災ネットワーク端末系設備整備工事に係る一般競争入札の落札者等	（ " ）	7
統合情報分析システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8
放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る随意契約の相手方等	（ " ）	8

【警本告示】

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	（警 察 本 部）	9
-------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第753号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
出雲サン・メディカル薬局	出雲市塩冶町771-2	平成27年11月1日
むらた耳鼻咽喉科	雲南市三刀屋町三刀屋1212-54	平成27年11月1日
メディカルハーブクリニック・ひらいわ	松江市黒田町483-5	平成27年11月13日
みどり薬局南店	出雲市塩冶町1080-1	平成27年11月1日

島根県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
どんぐり薬局	浜田市国分町1981-348	平成27年10月1日
J Aしまね く にびき歯科診療所	松江市西津田3-5-16	平成27年9月30日
株式会社 サン・メディカル薬局塩冶店	出雲市塩冶町771-2	平成27年11月1日

島根県告示第755号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
佐野 一矢	眼科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成27年9月30日
渡部 裕志	外科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成27年9月30日
木原 亮	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成27年9月30日

島根県告示第756号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡津和野町左鑑2440-35、字ヒタツキ下1930-13
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第757号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成27年11月20日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成27年11月20日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年11月19日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項加入区の名の欄中「美保関町」を「美保関」に改め、同項漁業の区分の欄の24中「及び千酌」を「千酌及び北浦」に改め、同欄の25及び26を削る。

島根県告示第758号

平成27年島根県告示第678号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス渡橋店 島根県出雲市渡橋町字有原472番外
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>店舗工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p>
	<p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p> <p>駐車場出入り口に交通整理員を配置し、交通安全を確保すること。</p>	<p>道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p> <p>国道9号・出雲市道・四絡222号線に通行車両が、増加することが予想され、渋滞・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。</p>

	<p>出雲市道四絡222号線に、来店車両が増加することが予想されるため、歩行者等の交通への配慮を行うように、道路管理者と協議すること。</p>
<p>2</p> <p>開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。</p> <p>車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。</p> <p>店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。</p> <p>国道9号に接する出入口については、「左折イン」、「左折アウト」を促す案内看板・標示等の設置を検討するなど、交通渋滞緩和、交通事故防止の措置を講じること。</p>	<p>出雲市道四絡222号線の通行の安全を確保するため。</p> <p>国道9号のほか、店舗周辺の市道においても通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。</p> <p>店舗立地予定地周辺には、小学校の通学路に指定されている路線もあるほか、一般交通も含め、朝夕には多くの歩行者・自転車の通行が見込まれる。</p> <p>よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。</p> <p>また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面している場合は、出入口付近に、歩道手前で停止を促す措置を講じること）。</p> <p>平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要である。</p> <p>国道9号において、右折（対向車通過）待ちの車両による交通渋滞や交通事故が発生しないよう、「左折イン」、「左折アウト」を促すための適切な案内看板・標示等の設置が必要である。</p>
<p>3</p> <p>早朝（4時から7時）に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ、作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。また、早朝（4時から7時）に出入りする搬入車輛について、近隣住民の安眠を妨害することがないように経路や時間等について、検討・採用すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。特にR階部に設置される冷凍冷蔵庫屋外機等からの低騒音が近隣住居上階層部へ影響を与えることが懸念されるため、万全なる対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。</p> <p>店舗東側の市道は幅員が狭いうえ、交差点から店舗の東側出入口が非常に近いため、周辺道路及び東側出入口が大変混雑するものと予想される。渋滞に伴って騒音等が発生しないよう、必要な対策を講ずること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

<p>設置予定の遮音壁について、騒音の環境基準に照らし合わせ、必要に応じて寸法や材質の変更を検討・採用すること。また、営業開始後も状況に応じて、同様な措置を講ずること。</p> <p>敷地内に設置する屋外照明により、周辺の住宅等に影響を与えないよう、設置及び運営にあたっては、十分に配慮すること。</p> <p>店舗北側に設置する緑地について、植樹した樹木等が隣接地へ影響を与えることがないよう、定期的な維持管理を実施すること。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>
---	------------------------------

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第759号

平成27年島根県告示第679号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアウェルネス平田西店 島根県出雲市平田町1614番外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。</p> <p>また、道路・水路が汚損、破損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p> <p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p> <p>道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p>
	<p>開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。</p>	<p>国道431号のほか、店舗周辺の市道においても通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。</p>

<p>2</p>	<p>車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。</p> <p>店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。</p>	<p>店舗立地予定地周辺には、中学校の通学路に指定されている路線もあるほか、一般交通も含め、朝夕には多くの歩行者・自転車の通行が見込まれる。</p> <p>よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。</p> <p>また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面している場合は、出入口付近に、歩道手前で停止を促す措置を講じること）。</p> <p>平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要である。</p>
<p>3</p>	<p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。</p> <p>夜間、駐車場に出入りする自動車等により、近隣住民の安眠を妨害しないよう、必要な騒音対策を行うこと。</p> <p>店舗南側に設置する緑地について、植樹した樹木等が歩道へ影響を与えることがないよう、定期的な維持管理を実施すること。</p> <p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>周辺住民等に対し、責任ある対応を求めるため。</p>

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年9月30日に終了した旨松江市宇竜谷土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・出来形確認測量図作成）
- 2 作業期間
平成26年9月18日から平成27年9月30日まで
- 3 作業地域
松江市

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
260MHz帯TDMA無線機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社山陰営業所 所長 吉田 輝彦 島根県松江市内中原町20-1
- 5 落札金額
182,674,740円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年8月28日
- 8 その他
本契約は、島根県議会の議決を得たときに契約が成立する。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
防災情報システム整備事業島根県総合防災ネットワーク端末系設備整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

- 3 落札者を決定した日
平成27年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社山陰営業所 所長 吉田 輝彦 島根県松江市内中原町20-1
- 5 落札金額
2,892,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年8月28日
- 8 その他
本契約は、島根県議会の議決を得たときに契約が成立する。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月20日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 落札に係る委託の件名及び数量
統合情報分析システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コア中四国カンパニー 支配人 新 幸彦 広島県広島市西区草津新町1-21-35
- 5 落札金額
28,782,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年8月28日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月20日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 件名及び数量
放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年10月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 導入業務委託契約
日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17
 - (2) 賃貸借契約
株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,596,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 8 特例公告を行った日
平成27年8月28日

島 根 県 警 察 本 部 告 示

島根県警察本部告示第72号

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（平成16年島根県警察本部告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成27年11月20日

島根県警察本部長 警視長 米 村 猛

第4条第1項中「第2条第2号に掲げる書類にあっては入札の指名通知の日から、同条第1号及び第3号に掲げる書類にあっては」を削り、「、それぞれその日」を「同日」に改め、同項ただし書中「同条第3号」を「第2条第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年11月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。